

「ふくしま涼み処」の開設について

「ふくしま涼み処」とは

県では、一時的に暑さをしのぎ、休憩できる場所として、県内各市町村に「ふくしま涼み処」を設置しています。

「ふくしま涼み処」の条件※を満たし、自治体が指定する公共施設やご協力いただける民間・商業施設では、猛暑の日など熱中症が心配される場合に誰でも気軽に利用(休憩)することができます。(右のポスター、のぼりが目印です)

※「ふくしま涼み処」の条件

- ①冷房設備や椅子などがあり、一定時間、住民が利用できる施設
- ②利用者の制限がなく、誰でも無料で利用できる施設

開設期間

9月30日⑩まで

町内対象施設

	施設名	所在地	開放日	開放時間	利用できる場所
1	小野町役場	小野新町字 館廻92	全 日	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	窓口ロビー
2	ふるさと文化の館	小野新町字 中通2	休館日以外	午前 9 時 30 分～ 午後 6 時 30 分	1階全館
3	町民体育館	小野新町字 美売65-1	土・日・祝日 を除く日	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	玄関ホール
4	小野新町郵便局	小野新町字 横町30	土・日・祝日 を除く日	午前 9 時 00 分～ 午後 4 時 00 分	窓口ロビー
5	田村飯豊郵便局	飯豊字 八幡38-4			
6	夏井郵便局	夏井字 町屋144			
7	ウエルシア 小野新町店	小野新町字 品ノ木1-1	全 日	午前 9 時 00 分～ 午後 6 時 00 分	ウエルカフェ内
8	ヨークベニマル 小野プラザ店	飯豊字 柿人63	全 日	午前 9 時 30 分～ 午後 9 時 00 分	イートインコーナー
9	ヨークベニマル 小野町店	小野新町字 宿ノ後29			

ご協力いただける企業・店舗などの募集について

「ふくしま涼み処」として、共用スペースの一部開放にご協力いただける企業や店舗などを募集しています。

お申し込みや詳しい内容については、福島県が管理するウェブサイトをご確認願います。

健康福祉課 ☎72-6934



熱中症に注意し夏を元気に過ごしましょう！

熱中症は、誰にでも起こりうる症状で、重症化すると命の危険性も高まります。正しい予防方法を知り、普段から気を付けることで防ぐことができます。早め早めの対策で、暑い季節を元気に乗り越えましょう。

■熱中症の症状

▼初期症状

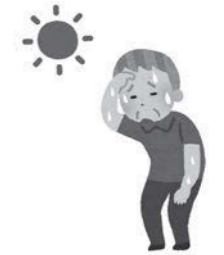
めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、頭痛、吐き気、嘔吐、^{おうと}倦怠感、^{けんたい}虚脱感^{きょだつ}

▼重症化した症状

返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだ^{からだ}が熱い

■熱中症が疑われる人を見かけたら

- エアコンが効いている室内や風通しの良い日陰など涼しい場所へ避難させる
- 衣服をゆるめ、からだを冷やす(首周り、脇の下、足の付け根など)
- 水分・塩分、経口補水液^{けいこうほすいじつ}※などを補給する
※水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの



■自分でできる熱中症対策

▼暑さを避ける

- 室内では、
 - ・部屋の温度を確認する(28℃を超えたら要注意)
 - ・換気をして室内にこもった熱を外に出す
 - ・扇風機やエアコンで室温をこまめに調整する
- 屋外では、
 - ・吸湿性・速乾性のある通気性のよい衣服を着用する
 - ・日傘や帽子を着用し、直射日光を避ける
 - ・日陰でこまめに休憩をとる
 - ・保冷剤・氷・冷たいタオルなどで体を冷やす



▼こまめに水分補給

○室内でも屋外でものどの渇きを感じていなくてもこまめに水分・塩分などを補給する

健康福祉課 ☎72-6934

うつ病の方をささえる家族のための教室

県ではうつ病の方の家族を対象に「うつ病の方をささえる家族のための教室」を開催します。教室では家族同士の交流会、家族が抱えている悩みを話したり、疑問を解消するための勉強会を行います。

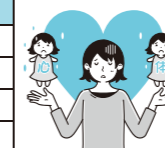
参加したい回の前日までに、電話でお申し込みください。

■申し込み・問い合わせ先・実施場所

福島県中保健福祉事務所
須賀川市旭町153-1
☎0248-75-7811

■時 間 午後1時30分から午後3時30分まで
■開催日程

回数	月 日
1	7月26日(金)
2	9月20日(金)
3	11月15日(金)
4	令和7年1月17日(金)



ひきこもり家族教室

県ではひきこもりの方を抱えて悩んでいる家族を対象に「思春期・青年期ひきこもり家族教室」を開催しています。教室では同じ悩みを持つ家族同士が交流し、本人への対応の仕方を学ぶことで家族自身が勇気づけられ、精神的に健康になることを目的としています。

参加を希望する方は申し込みください。

■申し込み・問い合わせ先・実施場所

福島県中保健福祉事務所
須賀川市旭町153-1
☎0248-75-7811

■時 間 午後1時30分から午後3時30分まで
■開催日程

回数	月 日
2	8月22日(木)
3	10月10日(木)
4	12月26日(木)
5	令和7年2月20日(木)



※途中の回からの参加も可能です。

令和7年度採用 小野町職員募集

小野町職員(高校卒程度・資格免許職)採用候補者試験を次により実施しますので、受験希望者はお申し込みください。

■試験職種・採用予定人員

- ①一般事務 若干名
- ②土木 若干名
- ③社会福祉士 若干名

■受験資格

①一般事務・②土木

昭和59年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方

③社会福祉士

昭和59年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方または令和7年3月末までに資格取得見込みの方

■申し込み用紙の請求

申し込み用紙は役場で交付するほか、町公式ウェブサイトからもダウンロードできます。郵送で請求する場合は120円切手を貼った自分宛での返信用封筒(角形2号)を同封してください。

■受付期間

7月17日⑩から8月16日⑩まで

※持参する場合は、月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分までにご来庁ください。

※郵送による申し込みは8月16日⑩必着です。

■試験方法

区分	期日	方法	会場
一般事務	〈一次〉 9月22日⑩ 〈二次〉 11月上旬ごろ予定	筆記試験(教養試験)	〈一次〉 小野町多目的研修集会施設 (小野町大字小野新町字中通2番地) 〈二次〉 小野町役場
土木		筆記試験 (教養試験・専門試験)	〈一次〉 福島県自治会館 (福島市中町8番2号) 〈二次〉 小野町役場
社会福祉士			



◆町公式ウェブサイトQRコード



令和6年度採用職員

☎総務課 72-2111

○あなたの身近な「表彰対象者」を教えてください ↳善行表彰の推薦について

町では毎年11月に、町の振興に大きく貢献し、または町民の模範となる活動をされた個人や団体に對し、その功績をたたえ、表彰をしています。皆さんの周りで表彰の対象になると思われる個人や団体がありましたら、総務課またはお住まいの行政区の区長へお知らせください。なお表彰基準は次のとおりです。

■表彰基準

- ①町の公益に関する事業に尽力または公務を助力した個人または団体
 - ②町民の模範となるような善行をした個人または団体
- ※表彰にあたっては、表彰審査委員会による審査を経て決定します。推薦いただいたすべての個人または団体が表彰されるとは限りません。

【個人】

- ・育児相談やアドバイス、親子遊びや保護者同士の交流の場を提供、子育て支援に貢献
- ・矢大臣山の雑木整理や草刈り、ヤマツツジの剪定などを実施、環境美化・保全に貢献
- ・旧浮金小学校児童の交通安全確保のほか、各種行事へ参加し、地域活動に貢献

【団体】

- ・町の振興発展のため多額の寄付を行う
- ・夏井千本桜駐車場周辺のゴミ拾いや花壇の手入れを行い、地域の環境美化に貢献
- ・敬老会などの余興出演や町内福祉施設への慰問活動など、高齢者の福祉向上に貢献
- ・長年にわたり73回の献血を行い、献血事業および医療へ貢献
- ・高齢者学級「寿大学」の教授として、町の生涯学習振興に貢献

☎総務課
72-2111

マイナンバーカードをまだお持ちでない方は取得しませんか？

12月2日以降、マイナンバーカードと保険証が一体化され、保険証の発行は行われなくなります。マイナンバーカードは申請をしてからカードができるまで1カ月から2カ月ほどかかります。マイナンバーカードの取得を希望される方はお早めに申請をお願いします。また役場職員が、皆様のご自宅などを訪問し、無料で写真の撮影を行い、マイナンバーカードの申請受け付け(出張申請)を行っています。マイナンバーカードは後日、申請者の住所に郵送しますので、役場に来庁しなくてもカードを受け取ることができます。(必要書類がそろわない場合、役場での受け取りとなる場合があります。)

【出張申請可能日時】

- ・役場開庁日(平日のみ)
- ・午前9時30分から正午まで/午後1時30分から午後4時まで
- ※希望の時間帯に実施できない場合もあります。

【申請条件】

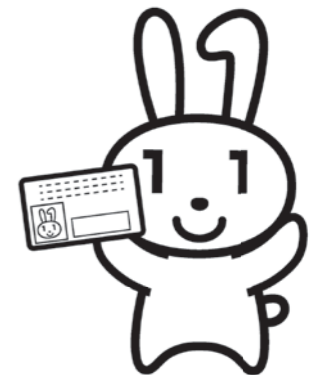
- ・小野町の住民であること(希望者1人でも可能)
- ・申請に必要な場所などが用意できること
- 電源(必要書類をプリンターで印刷します)
- 駐車場(1台分)

【必要書類】

- ①通知カードまたは個人番号通知書(ない場合でも申請できます)
- ②住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ③本人確認書類
 - ・顔写真付きの証明書の場合1点(運転免許証など)
 - ・写真が付いていない証明書の場合2点(健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、年金手帳など)

出張申請を希望される方は、町民生活課までお問い合わせください。※役場窓口でもマイナンバーカードの申請を受け付けています。必要書類は出張申請と同様です。

☎町民生活課 72-6933



国民健康保険からのお知らせ

令和6年度の国民健康保険税率(国保税)および低所得者の均等割額の軽減などについて、表のとおり改定しました

あなたの健康を支える国民健康保険制度

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんが病気やけがで医療機関などにかかっても、一定の負担で安心して治療を受けられるように、町が保険者となり、費用を公平に負担しながら運営している医療保険制度です。

令和6年度国民健康保険税率

区分	令和5年度	令和6年度	増額分	
医療分	所得割	7.20%	7.20%	-
	均等割	23,400円	24,200円	800円
	平等割	16,800円	17,100円	300円
後期高齢者支援金分	所得割	2.40%	2.40%	-
	均等割	8,200円	8,500円	300円
	平等割	6,000円	6,100円	100円
介護分	所得割	2.20%	2.20%	-
	均等割	9,400円	9,700円	300円
	平等割	4,200円	4,400円	200円



令和6年度後期高齢者支援金等賦課限度額の変更

	令和5年度	令和6年度	増額分
医療分	650,000円	650,000円	-
後期高齢者支援金分	220,000円	240,000円	20,000円
介護分	170,000円	170,000円	-

【用語の解説】

- ◆医療分.....加入するすべての方に課税されます。
- ◆後期高齢者支援金分...加入するすべての方に課税されます。
- ◆介護分.....40歳から64歳までの方に課税されます。
- ◆所得割.....前年度の所得に応じて算出される額です。
- ◆均等割.....世帯の加入者1人当たりの金額です。
- ◆平等割.....1世帯当たりの金額です。

低所得者の均等割額の軽減

減額割合	減額の対象となる基準所得額	
7割減額	変更なし	43万円+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
5割減額	令和5年度	43万円+(29万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
	令和6年度	43万円+(29万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
2割減額	令和5年度	43万円+(53万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
	令和6年度	43万円+(54万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数-1)以下

※世帯に未申告の方がいる場合は、軽減が受けられません。

令和6年度自衛官等募集案内について



募集種目	資格	受付期間 (締め切り日必着)	試験期日
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の方 (32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方)	7月1日(月) 9月3日(火)	第一次：9月14日(土)~22日(日) 第二次：10月12日(土)~27日(日) ※いずれか1日を自衛隊が指定
自衛官候補生		通年	受付時にお知らせします。
航空学生	海 (高卒者(見込み含む)または高専3年次修了者(見込み含む))	7月1日(月) 9月5日(木)	第一次：9月16日(日) 第二次：10月12日(土)~17日(日) 第三次：(海)11月15日(金)~12月11日(水) (空)11月9日(土)~12月12日(日)
	空 (高卒者(見込み含む)または高専3年次修了者(見込み含む))		
防衛大学校学生	推薦 (18歳以上21歳未満の方(高卒者(見込み含む)または高専3年次修了者(見込み含む))で成績優秀かつ生徒会活動などに顕著な実績を修め、学校長が推薦できる方)	9月5日(木) 9月9日(月)	9月21日(土)・22日(日)
	総合選抜 (18歳以上21歳未満の方 ※自衛官は23歳未満 (高卒者(見込み含む)または高専3年次修了者(見込み含む))		第一次：9月21日(土) 第二次：10月26日(土)・27日(日)
	一般	7月1日(月) 10月17日(木)	第一次：11月2日(土) 第二次：11月30日(土)~12月4日(日)
防衛医科大学校医学科学生	18歳以上21歳未満の方 (高卒者(見込み含む)または高専3年次修了者(見込み含む))	7月1日(月) 10月9日(木)	第一次：10月19日(土) 第二次：12月11日(土)~13日(日)
防衛医科大学校看護学科学生 (自衛官候補看護学生)		7月1日(月) 10月2日(水)	第一次：10月12日(土) 第二次：11月23日(土)・24日(日)

詳細については、お気軽にお問い合わせください。

☎自衛隊福島地方協力本部郡山地域事務所 ☎024-932-1424

国民年金コーナー

～保険料の納付にお困りのときは～

国民年金保険料免除・納付猶予制度を利用しましょう!

国民年金には、失業した場合や所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合に、申請により保険料の納付が「免除」または「猶予」(先送り)される制度があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権や万が一障がいを負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

【①免除(全額免除・一部免除)申請】

本人や世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が全額または一部免除となります。なお一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり未納期間となりますので、必ず納付してください。

【②納付猶予申請】

50歳未満の方(学生を除く)で、本人や配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

■手続き

住民票のある市町村へ「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出してください。(申請書は町民生活課または年金事務所にあります。)

■必要なもの

- ①年金手帳(基礎年金番号通知書)または納付書など基礎年金番号が分かるもの
- ②雇用保険受給資格者証または離職票の写し(失業などによる申請の場合のみ)

■受付期間など

令和6年度分(令和6年7月から令和7年6月分までの保険料)の免除などの受け付けは7月から開始しています。

また過去の期間についても申請時点から2年1カ月前の月分まで遡って申請することができます。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933

お知らせ

森林づくりタウンミーティングを開催します

県では、県民の皆さんに福島県森林環境税を活用したこれまでの取り組みや成果をお知らせし、ご意見などを直接お聞きするため、「森林づくりタウンミーティング」を開催します。福島県の森林づくりについて一緒に考えてみませんか？

参加を希望する方は、ウェブサイトからお申し込みいただくか、福島県中農林事務所までお問い合わせください。

日時
8月1日(土) 午後6時から午後7時30分まで

場所
ビッグパレットふくしま 小会議室2・3(県中地域開催)

※詳細については左のQRコードから
県公式ウェブサイトを
ご覧ください



◎福島県中農林事務所
森林業部
024193511367

毎月勤労統計調査特別調査に係る厚生労働省からお願い

厚生労働省では、7月31日現在で、常用労働者を1人から4人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、1人から4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における雇用、給与および労働時間の実態について全国および都道府県別に明らかにすることを目的に実施しており、調査結果は、小規模事業所の実態を示す資料として国民経済計算(GDP統計)の作成等に使用されています。

調査対象となる事業所には、8月から9月にかけて福島県から委嘱された統計調査員が訪問調査をします。

調査票に書かれた内容は、「統計法」により厳しく守秘義務が課せられ、また統計以外の目的に用いることも固く禁じられています。調査の重要性

性をご理解いただき回答にご協力をお願いします。
◎企画政策課
07216939

大切な人と一緒にがん検診キャンペーン

県ではがん検診への意識の向上とがん検診受診率の向上を目的に、大切な人と一緒にがん検診キャンペーンを実施しています。1月1日から12月31日までの対象期間中にごん検診を受診した県民2人1組でキャンペーンに応募すると、豪華賞品が抽選で当たります。応募方法は専用応募用紙またはキャンペーンサイトから応募できます。専用応募用紙は役場窓口で配布します。キャンペーンの詳細は、専用応募用紙または左のQRコードからキャンペーンサイトをご覧ください。



◎大切な人と一緒にがん検診キャンペーン事務局
024193516175
受付時間 午前10時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

旧優生保護法に基づく手術(子どもができなくなる手術)などを受けた方に対し、国から一時金が支給されます。請求方法など詳しくは相談窓口へお問い合わせください。

対象

昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に優生手術などを受けた方

一時金の金額

一律320万円

請求期限

令和11年4月23日(月)まで

相談窓口

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)
024152118294
福島県庁子育て支援課

住宅用太陽光発電システムおよび蓄電池設備補助(一)案内

町では、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進するため、町内の住宅に太陽光発電システム、蓄電池設備を設置する方を対象に、補助金を交付しています。

補助額

①太陽光発電システム1キロワット当たり2万円(4キロワットまで、最大8万円)

②蓄電池設備1キロワット/アワー当たり2万円(5キロワット/アワーまで、最大10万円)

申請期限

令和7年3月17日(月)まで

※令和6年度から、補助対象期間や手続きなどが変更になっていますので、詳細は町公式ウェブサイトをご確認ください。

その他

県では、県内の住宅に太陽光発電システム、住宅用蓄電池設備を設置した方を対象に補助金を交付しています。

水生生物調査に必要な教材を無償提供しています

詳細は一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センターのウェブサイトをご覧ください。

◎企画政策課
07216939

福島県環境創造センターでは、身近な河川などでの水生生物による水質調査を通じて、水環境に親しんでもらうため、毎年せせらぎスクール推進事業を実施しています。市民団体などに参加を呼び掛け、申し込みいただいた団体などに対し、水生生物調査に必要な教材を無償で提供しています。

詳細は左のQRコードからウェブサイトをご覧ください。



◎福島県環境創造センター
総務企画部企画課

024716116129

お盆前のし尿汲み取り申し込みについて

お盆前にし尿汲み取りをご希望の方は、お早めにお申し込みください。

処理施設(たむら水再生センター)が清掃点検整備により運転休止となるため、8月13日から8月15日までは、し尿汲み取りが休みになります。

町民の皆さんのご理解とご協力をよろしく願います。

◎町民生活課
07216933



新たな経済対策支援給付金のお知らせ

国の経済対策の一環で、令和6年度新たに住民税が非課税となる世帯などに、1世帯当たり10万円を支給します。

対象世帯

令和6年6月3日時点で小野町に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯
①令和6年度に新たに住民税非課税となった世帯
②令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となった世帯
※ただし住民税課税者の扶養親族のみで構成されている世帯などは除きます。

対象外世帯

令和5年度住民税非課税世帯などに対する臨時給付金を受給した次の世帯は、給付対象外となります。
①令和5年度住民税非課税世帯(7万円給付金)
②令和5年度住民税均等割のみ課税世帯(10万円給付金)
※未申請・受給辞退の世帯も対象外となります。

給付額

1世帯当たり10万円

子育て世帯への加算給付

今回の対象世帯のうち、18歳以下の児童(※)を扶養している世帯には、児童1人当たり5万円を加算して支給します。
※平成18年4月2日以降に出生した児童が対象です。

申請方法

①対象となる世帯には、すでに確認書を送付していますので、内容を確認のうえ、確認書を返送してください。

②令和6年1月2日以降に転入された方がいる世帯は、転入者の収入状況の確認や申請書の提出が必要となりますので、健康福祉課までご連絡ください。

給付方法

確認書および申請書に記載された受取口座に振り込みます。

受付期間

9月30日(月)まで

健康福祉課

07216934

ふるさと文化の館

◎ふるさと文化の館
072-2120

読書マラソン完走

渡邊いろはさん(小野小6年)が6回目のゴールを迎え600冊読破しました。渡邊さんには完走のバッチと記念品が贈られました。

●読書マラソンは自分のペースで進められ何度でも挑戦できます。参加は随時カウンターにて受け付けています。皆さんの参加をお待ちしています。



渡邊いろはさん

図書館 Library

